

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領

制 定 令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1657 号
最終改正 令和 7 年 3 月 31 日付け 6 畜産第 2992 号
農 林 水 産 省 畜 産 局 長 通 知

第 1 趣旨

飼料穀物備蓄・流通合理化事業（以下「本事業」という。）の実施については、飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 畜産第 3533 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第 2 事業の内容

本事業は、飼料穀物備蓄のうち飼料穀物備蓄対策及び飼料作物種子備蓄対策並びに飼料流通・製造合理化のうち飼料流通合理化対策及び配合飼料製造合理化対策で構成されるものとし、各対策ごとの細目及び具体的な手続等については、次のとおりとする。

- 1 飼料穀物備蓄のうち飼料穀物備蓄対策
別紙 1 に定めるとおりとする。
- 2 飼料穀物備蓄のうち飼料作物種子備蓄対策
別紙 2 に定めるとおりとする。
- 3 飼料流通・製造合理化のうち飼料流通合理化対策
別紙 3 に定めるとおりとする。
- 4 飼料流通・製造合理化のうち配合飼料製造合理化対策
別紙 4 に定めるとおりとする。

第 3 指導

農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）は、補助事業者が事業実施計画に基づいて本事業を実施することができないおそれがあると認めた場合は、当該補助事業者に対し、本事業の履行について指導することができる。

第 4 補助の対象

要綱第 29 の畜産局長が別に定める補助の対象となる経費は、別表に掲げるもののほか、別紙 1、2、3 及び 4 に定めるとおりとし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額等が確認できるもののみとする。

第 5 不正行為に対する措置

畜産局長は、補助事業者が本事業の実施に関して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、補助事業者に対し、当該不正又はその疑いの行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第6 その他

畜産局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、補助事業者に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27生産第1991号農林水産省生産局長通知。以下「旧実施要領」という。）は廃止する。
- 3 この通知による廃止前の旧実施要領の規定に基づき実施している事業に対する旧実施要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年3月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

別表

補助対象経費について

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、一般競争入札とし、入札に至らなかった場合は原則 3 社以上の見積もりによる随意契約とすること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3 万円未満のものに限る。） ・CD-ROM 等の記録媒体（3 万円未満のものに限る。） ・試験等に用いる器具等（3 万円未満のものに限る。）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
	システム導入・開発費	本事業を実施するために直接必要なシステムの導入・開発の経費	・別紙 3 の事業に係るものに限る。

役務費		事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費	

- 1 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じて算定するものとする。
- 2 上記の経費であっても、次の場合にあつては認めないものとする。
 1. 本事業で得られた成果物を有償で配布した場合
 2. 補助事業の有無にかかわらず、補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルを行った場合